

萩藩の米市場における投機取引と大坂相場情報の利用：「岸本平八郎大坂米相場贋状一件」を中心として

安部，伸哉
名古屋経済大学経済学部：准教授

<https://doi.org/10.15017/6796227>

出版情報：経済学研究. 90 (1), pp.1-23, 2023-07-31. Society of Political Economy, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



萩藩の米市場における投機取引と大坂相場情報の利用

——「岸本平八郎大坂米相場贋状一件」を中心として——

安 部 伸 哉

はじめに

(1) 課題と目的

本稿は、萩藩の米市場で行われていた米の投機取引に注目したうえで、地方の投機取引における大坂相場情報の利用（悪用）を明らかにするものである。

米市場は、近世社会の経済構造の中心であり、豊富な研究蓄積がなされてきた。近年、高槻泰郎氏が中央市場大坂の米市場について、取引制度や市場政策、相場形成などについて実態を詳細に解明した（高槻 [2012]）。高槻氏は分析対象が畿内の幕府直轄地に留まったことを課題としているが、その後、津山藩や萩藩など地方における米市場についての研究が報告されている（山本 [2020]、[2022]；安部 [2021]）。引き続き、各地の実態を踏まえた分析が求められている。

まず、本稿が注目する投機取引に関して、大坂では現物をやり取りしない帳簿上の売買である帳合米商いが有名であるが、これは商品先物取引ではなく指数先物取引に近い構造にあった。当初、帳合米商いは投機取引の手段として考案され、事後的に価格発見機能や価格保険機能などが発見されたことが明らかにされている（高槻・上東 [2022]）。一方、地方市場でも投機取引の存在が指摘されてきたが、大坂と同様に幕府直轄市場である大津について、鶴岡実枝子氏・高槻氏によって取引制度などが明らかにされてきた。大津では、相当部分が大坂と類似していたが、現物決済を原則としつつ、実際には差金決済が行われていた延売買の存在などが検出されている（鶴岡 [1972]；高槻 [2012]、315-326 頁）。その他、各地での投機取引についても存在が確認されており、その発生原因として、弘米の売りつなぎの必要性や 18 世紀の地方米市場の拡大などが挙げられてきたが、山本一夫氏は文化・文政期（1804-30 年）の瀬戸内では、筑前米など地域と無関係な米相場を銘柄とするマネーゲームが主であり、城下町の振興を利害の一致点として、許可されたことを明らかにしている（山本 [2022]）。

しかしながら、萩藩では、米切手の現物取引を原則として帳合米取引（現物の受渡をしない空石取引）を禁止していたのであり、山本氏が指摘するような利害の一致による投機取引の公認は確認できない（安部 [2021]）。ただし、山本氏が引用した 1802（享和 2）年の萩藩の法令は、「在々頭立候有徳の者」らが「米相場売買ニ携」って「終ニ身体を潰し候類」が多いと述べていることから、萩藩でも米の投機取引が存在していたことが示唆される。萩藩が帳合米取引を禁止していた状況のもとで、どのような投機取引が可能であったのかという点が問題となる。

また、近世における米価は諸物価を基礎づける意味で、最大の重要性を有しており、大坂市場は「諸国相場之元方」として、全国の物価を方向づける役割を果たしていた。実際、大坂米価と地方米価の長期的かつ短期的な連動が解明されている（宮本 [1988]、386-430頁、高槻 [2012]、315-367頁）。こうした米価連動には、大坂相場を伝達する米飛脚（相場飛脚）や旗振り通信の存在が重要であった（藤村 [1992]）。大津米市場では、1840年代以降、情報伝達速度が上昇し、市場間の価格連動速度が上昇したことが確認されており、大坂相場を知ることで、大津市場における超過的な利潤を上げることは、もはや米飛脚に頼るのみでは不可能になっていたという（高槻 [2017]）。したがって、大坂の米飛脚による情報伝達を背景として、統一的な近世の米市場が形成されていたとすると、地方における相場情報の受け取り手に注目して米市場を検討することが求められる。

本稿が事例とする萩藩は、大坂相場と比較的強い相関を示す地域として、注目されてきたが（宮本 [1988]、407-408頁）、どのように米価が形成されていたのかについては、不明な点が多い。これまで、米の取引所である萩城下の相場所（米会所）に対しては、低い評価が与えられてきた。例えば、『下関市史』は、「帳合とは、別名「^{からこく}虚石商い」とも呼ばれ、要は米の先物取引相場を指す。その代表的なものは、家臣の禄米を高く売るため、萩城下に設置された相場所である。藩は、こうした米相場を認可する見返りに、やはり巨額の運上銀を手にしていった。帳合取引でただでさえ米価がつり上がる上に、藩への運上銀額が米価に上乗せされるため、小売米価は一層高騰して庶民生活を圧迫することになる。」と述べている。また、「富・大市・帳合」が、1831（天保2）年の天保大一揆に繋がったことや、その後の天保改革で、村田清風がこれらを「興利之説」として退けたことも指摘している（下関市史編修委員会編 [2009]、460-461頁）。

このような評価に対して、相場所では帳合米取引が禁止されていたこと、相場所での取引が藩経済の再生産に重要であったという指摘がなされている。また、1831（天保2）年以降も相場所は存在しており、従来の評価に修正を迫っている（安部 [2021]）。しかしながら、取引規則にみられた^{めんつけ}面着取引（面着手形を用いた米切手の延売買）の存在には分析が及んでおらず、取引規則を総体的に検討したとは言い難い状況にある。

以上のように、近世の米市場における投機取引について相次いで論考が出されているが、いずれも公認された投機市場である。萩藩のように、投機取引（帳合米取引）が禁止された状況で、「米相場売買」がいかにして存在しえたのかを明らかにすることが、米市場の多様性を考えるうえでの課題となる。また、地方の投機取引において、大坂相場情報がどのように伝達され、どのように利用されたのかに注目することは、近世の市場統合を理解する点からも重要である。

萩藩を事例とする本稿は、3つの段階を踏んで分析を行う。第1に、藩庁が禁止していた投機取引の存在を確認する。そこで、天保二年一揆の発端となった皮番所事件（農民が牛馬皮運搬監視のために設けた番所で起きた事件）の当事者・石見屋嘉右衛門の証言から、米相場における空売り（信用売り）の存在を示す。第2に、藩庁が空石取引（帳合米取引）を禁止していたなかで、投機取引が発生する仕組みを理解する。また、相場所における相場状について把握する。そして、面着取引が現物市場における延売買（信用取引）¹⁾として機能していたことを示すとともに、相場情報の利用についても明ら

かにする。第3に、萩の相場所における投機取引と相場情報についての理解を踏まえて、1861（文久元）年の「岸本平八郎大坂米相場贋状一件」を検討して、大坂の相場情報が飛脚によって地方へ伝達され、投機取引で利用（悪用）されていたことを明らかにする。

（2）史料について

本稿で取り扱う主な史料は、相場所の取引規則（「御切手売買仕法」）と「岸本平八郎大坂米相場贋状一件」の裁判記録である。いずれも原史料は山口県文書館所蔵による。

第1に、相場所の取引規則は、少なくとも5回の改正が確認できる。具体的には、①1811（文化8）年（「御切手売買仕法書」『両公伝史料』118）、②1834（天保5）年（「御書付其外後規要集」23（山口県文書館編〔1977〕、661頁）、③1839（天保10）年（「仲買仕法書」『毛利家文庫』9諸省626）、④1842（天保13）年（「御書付控」天保13年（山口県編〔2004〕、255-257頁）、⑤1856（安政3）年（「御書付控」安政3年（山口県編〔2012〕、133-135頁）であり、これらを利用する。以下では、各年の取引規則を「×年仕法」として表記する。また、1856年の仕法改正に際して、藩庁が意見を求めた①相場所頭取（宗像宗十郎・山田七郎兵衛・阿部六右衛門）の意見書と②小林三四郎・井関新兵衛の意見書も参照する。以下では、「頭取意見書」、「小林・井関意見書」と表記する。この2つの意見書は、「御切手売買仕法書」『両公伝史料』118に収録されている。

第2に、「〔岸本平八郎大坂米相場贋状一件〕御仕置帳」『毛利家文庫』51罪科141は、1861（文久元）年2月に事件が発生し、1865（慶応元）年12月に判決が確定した裁判の記録である。収録内容は、まず、事件を共謀した椿町町人の桜屋作右衛門・三春屋熊右衛門・長安屋甚右衛門及び呉服町壺丁目町人の金崎屋藤吉の証言が4通（1861年9月付）、大坂からの相場状を萩の米仲買へ取り次いだ瓦町町人の俵屋金右衛門と椿町町人の西村屋伝四郎の証言2通（同年月付）である。次に、共謀した商人の証言をもとにして、評定所が行った岸本平八郎に対する御問下（1861年11月23日付）と、これに対する平八郎の御答書（同年11月28日付）がある。そして、平八郎の判決書は、評定所に出廷した際の口述をもとにした判断書①（日付不明）、前述の御答書をもとにした判断書②（1865年6月18日付）、この2つを踏まえた裁許書（同年12月10日付）の3通がある。平八郎の父である岸本儀兵衛の判断書も1通ある。そのほか、裁判中の親類預や呼出などの諸沙汰が収録されている。なお、この事件の首謀者を巡って、作右衛門と平八郎の間で意見の相違があることには、留意が必要である。

1）延売買とは、その場では決済しないで、一定期間をおく延勘定で商品を売買する一種の信用取引のこと（佐藤ほか編〔2012〕、621頁）。広義には、代金の後払いの掛売（延売）や、代金の一部前渡しする手付売買（延買）などを含むが、狭義には商品の有無に関わらず将来の相場の騰落を予測し、差金の取得を目的とする投機的な空物売買を指称するようになった（鶴岡実枝子氏執筆「延売買」『国史大辞典』）。本稿では、広義の意味で、現物決済を原則とした信用取引として「延売買」を使用する。

1. 天保二年一揆と空売りの存在

(1) 天保二年一揆の発生

萩城下の相場所に対する従来の評価は、天保二年一揆（1831年）の発生が大きく関わっている。この一揆では、米価騰貴と米穀買占により困窮化した各地の「買喰」層＝下層農・貧農が主体となって、藩の産物会所や豪農商層（特に米商人）など約800軒が打ち壊された。その発端は、同年7月26日の山口宰判²⁾小鯖村における皮番所事件である。その後、8月2日、藩庁は、一揆を沈静化させるため、一揆勢に要求書7カ条を提出させている。一揆勢は、このうちの1カ条で「富・大市・産物方・相場所の廃止」を要求していたことから、相場所における米取引が米価高騰の原因だと認識されていたことが指摘されている。実際、一揆が発生する以前、6月の切手米相場は、米1石あたり銀152匁という高騰を示していた。この要求書を受けて、藩庁は、8月19日に、米入札・小富・相場所・御所帯御内用産物方の停止を発令するに至った（三宅 [1993]、86-170頁；山口県編 [2002]、2-16頁；山口県編 [2019]、31-44頁）。

天保の藩政改革を主導した村田清風は、1854（安政元）年の著作『甲寅野芹』のなかで「富、大一、虚石商ひ、芝居、御内用一事百姓一揆をかもしなせり」（山口県教育会編 [1961]、425頁）と述べており、相場所における米取引が「虚石〔空石〕商ひ」であったと批判している。この「虚石商ひ」とは、正米の取引ではなく、空米の取引であり、帳合米取引のことだと捉えられてきた。しかしながら、この「虚石商ひ」について具体的な説明を与えてきたとは言い難い。まずは、天保二年一揆で、打ちこわしにあった商人の証言から米相場への関わり方を検討する。

さしあたり、事件の発端となった皮番所事件の当事者である石見屋嘉右衛門の証言に注目したい。この事件の経過は、以下の通りである。前提として、稲の穂ばらみ期に青田の近くを牛馬皮が通ると、大風雨が発生するという迷信が瀬戸内海側諸村で信じられており、これが一揆発端の背景にある。そのため、農民たちが番所を設置して、通行人を警戒していた。そこを対州交易御用達（産物方御内用御用達）であった石見屋嘉右衛門が駕籠で通りがかり、その駕籠の中から皮の敷物が発見されたことが問題視された。この皮は、牛馬の皮でなく、朝鮮犬の皮であり、問題はないはずであった。しかし、農民達は、石見屋が皮を運搬して、大風雨を引き起こし、米価高騰を企んでいるのではないかと厳しく尋問を行った。

(2) 石見屋嘉右衛門の証言における空売り

史料1は、皮番所事件についての石見屋嘉右衛門の証言であり、天保二年一揆の裁判記録に収録されている彼の口書である。農民たちとのやり取りの中で、石見屋は米相場への関わりを認めている。

史料1 石見屋嘉右衛門の証言（「〔百姓〕御仕置帳（抄）」、山口県編 [2002]、136頁）

2) 宰判（さいばん）とは、一般的な「郡」に相当する萩藩の行政単位である。

(前略) 彼寺(防府の光宗寺―筆者註) 門前ニて私儀を松ノ枝え釣り下ケ棒ニて擲き、同類も可有之、有体ニ及白状候様ニと責メ立候得共、皮類取扱候覚無之と申候得ハ、兼々惣場師ニて可有之と申候付、成程於于時惣場も致候得共、頃日弱氣ニて貳貫五百目入銀米五百五拾石売り、竹内千右衛門口入ニて取計、満作豊年を祈候心底相違無之候、敷皮之儀ハ前断之通、対州土田より貰受候分ニ無相違段申披キ仕候ても、再三釣おろし釣上ケ責申候(後略)

これによると、農民たちは、石見屋を捕らえ、牛馬皮を運搬することで、大風雨を発生させて買占米の高騰を図る陰謀があるのではないかと、厳しく追求した。農民たちの拷問に対して、石見屋は「皮類取扱候覚無之」と否定したが、さらに農民たちは、「兼々惣場師ニて可有之」と問いただした。これに対して、石見屋は「成程於于時惣場も致候得共」と答えて、米相場に関わっていることを認めた。しかし、重要なのはその関わり方である。石見屋は、「頃日弱氣ニて貳貫五百目入銀米五百五拾石売り、竹内千右衛門口入ニて取計、満作豊年を祈候心底相違無之候」と答えた。つまり、石見屋は、米相場に関わってはいるが、近頃は相場が下がるだろうと見込んでいるので、萩城下呉服町二丁目の竹内千右衛門を介して、銀2貫500目を入銀して、米550石の売り注文を入れており、豊作を願っていると答えている。

この石見屋の証言にある「弱氣」とは、相場用語で、相場が将来下落すると予想すること、その予想によって売る気になること、そのさまやその人のことを意味している³⁾。また、銀2貫500目の入銀(保証金)で、米550石の空売り(信用売り)注文をしているので、レバレッジを掛けて取引していることがわかる。現物の米もしくは米切手を売却するのであれば、入銀の必要性はないはずである。仮に、前述の米相場が高騰していた6月の152匁/石で計算すると、銀2貫500目で銀83貫600目/米550石の取引をしているので、33.44倍のレバレッジになる。また、仮に80匁/石で計算すると、17.6倍のレバレッジになる。この石見屋の取引が、ヘッジ取引でなく、投機取引を目的としていたことは間違いないであろう。口入の竹内千右衛門は、相場所の仲買だと考えられ、石見屋から委託売買の注文を受けていた。

空売り(信用売り)注文は、米価が下落した場合に利益が発生し、米価が上昇した場合に損失が発生する。米価が下落した時に、差金決済を行えば、利益が確定することになる。仮に、1石あたり銀5匁下落すると、米550石で銀2貫750目の利益となる。反対に銀5匁上昇すると、銀2貫750目の損失となり、これは入銀(保証金)2貫500目に相当する。したがって、石見屋は、米相場に関わってはいたが、買い注文ではなく売り注文をおこなっていたのであって、買いポジションではなく売りポジションを組んでいたことになる。そのため、米を買い占めておき、牛馬皮を運搬することで、大風雨を発生させて、不作を引き起こすことで、米価を高騰させ、買占米の売却益を得るというロジックが成り

3) 反対に、「強氣」は相場が将来上昇すると予想すること、その予想によって買いに出ること、そのさまや人を意味する。当時の大坂米市場の史料でも、「弱氣」「強氣」「剛氣」について記述がある。「売方の者を弱氣といふ、買方のものを剛氣といふ、下直に成ると見込を附て売たきを弱氣ニ成タといふ、高直に成ると見込を附て買たきを剛氣ニ成タといひ」(『考定稲の穂』18頁、島本編 [1970])。

立たないことを説明して、身の潔白を主張したことになるが、一揆勢を説得するには至らなかった⁴⁾。その後、石見屋の居宅は打ちこわされ、一揆が拡大していったのである⁵⁾。

以上のような石見屋の証言は、藩庁が相場所において現物の米切手取引のみを許可していた状況下で、空売り（信用売り）による投機的な取引の存在を具体的に示している点で貴重かつ重要である。従来の研究では、米の買い占めばかりを問題視してきたが、相場所の米取引には空売りも存在していた。言い換えれば、市場における買い圧力が強調されてきたが、石見屋のような売り圧力も存在していたことは注目されるべきである。つまり、米相場においては、米価の上昇を期待することのみが、利益を得る手段ではないのである⁶⁾。

2. 相場所における投機取引と相場情報

(1) 取引規則における現物取引の許可と空石取引の禁止

次に、石見屋の証言を踏まえて、萩城下の相場所における米取引を考えてみたい。相場所の米仲買に対する取引規則（「御切手売買仕法」）は、藩庁によって定められていた。

最初に、現物取引の規定を確認する。相場所で取引されていたものは、現物の米ではなく、米切手であった。この米切手は、「御切手」と呼ばれており、主に萩藩士の俸禄米との交換を約束した有価証券であった。図1は、萩藩士・蔵田作右衛門の浮米勘渡手形である。裏判役の棕梨半兵衛から山口町奉行の村田次郎三郎宛に振り出されている。この米切手と現米を交換するためには、米切手に書かれている各宰判の代官所（勘場）に持ち込み、指示を受ける必要がある。それから、各村の御米蔵に赴いて、蔵米を受け取るのである。米切手の券面情報は、蔵米の名目・日付・名前・石数・宰判である。なお、この米切手は、個人の俸禄米であるため、その石数は一定ではない。米切手の分類には、浮米勘渡手形・切米勘渡手形、白紙切手・免手形、堪忍料切手・二ノ割切手、御蔵切手・地下切手などがあった。これら藩士に支給された米切手のほか、酒造家に向けた酒

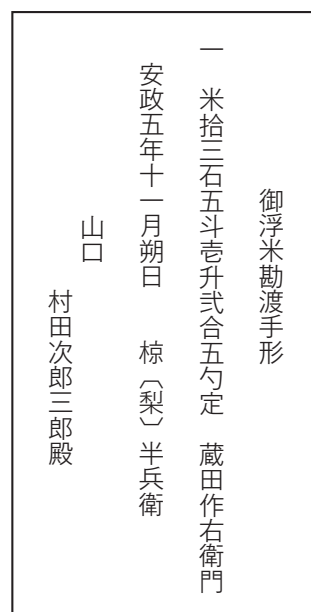


図1 蔵田作右衛門の浮米勘渡手形

出典：「浮米勘渡手形」（『一般郷土史料』1079）。

4) この石見屋の証言が単なる弁明だとも考えられるが、実際に石見屋が空売り（信用売り）をしていたか否かよりも、投機的な取引が可能な市場が存在していた点が重要である。

5) その後、石見屋は、一揆の原因を作ったとして、遠島に処せられた（三宅 [1993]、89頁）。

6) 当時の大坂の相場指南書は、帳合米取引におけるポジションを説明している。「米を買置人は、其直段の高からん事をいのり、売置人は、其直段のさがらん事を望む、（中略）、豊年ならば五穀直下なり、これを高くせんと願ふは、凶作を願ふの道理なり」（「売買出世車」40頁、安達編 [1941]）。

次に、1811年仕法の面着取引の規定（史料2）を参考にして、具体的な面着取引の方法を確認する。

史料2 1811年仕法の面着規定

一、従先年現御切手を以、売買仕作法ニ候処、石高二相成候而ハ、右銀ニ付、時ニ臨、銀子廻り相差問候ものハ、定置候算用日迄之儀ハ、中買半間ニ限り、売方之者々和市位を以申談之銀子貸渡御切手面着質札相渡、買方之もの々質札前申段之銀子差引和市相応之上銀差出面着質札受取可申候、左候而算用ニは代銀皆済御切手受取可申候事
付、面着質札貸借差留候事

史料2によると、売り方は買い方へ面着手形（「質札」）を渡し、買い方は売り方へ手付銀（「上銀」）を渡す。期日（「算用日」）までに買い方は売り方へ残りの代銀を支払い、面着手形を渡して、現物の米切手と交換してもらう⁸⁾。そして、取引済みの面着手形は消却されるという手順を踏む⁹⁾。このように、取引規則から確認できる面着取引とは、面着手形を使って手付金で売買契約を結び、最終的には残りの代金を支払い、現物決済を行う延売買であったと理解することができる¹⁰⁾。

この面着取引は、規則上では現物決済を行う延売買であったが、その運用面において差金決済が行われていたのか否かが問題となる。もし、面着取引に差金決済が存在していたとすると、現物の米切手をやり取りしない取引が行われていた可能性を示すことになる。この点について、史料3の小林・井関の意見書が、参考になる。彼らは、面着取引を規制しようとする藩庁に対して、不正な取引ではないことを主張していた。ただし、面着取引による買い占めについて懸念を述べており、これが差金決済の存在を示唆している。

史料3 小林・井関意見書

一、面着質札取遣り之次第

此段御切手面着ニして取遣り致事故、不正之儀ハ無之候得共、唯爰ニ憂有之、御半知中は御切手も無数、面着売買ニ至り候時ハ、買方ニ代銀払百石ニ付、凡和市壺石式斗五升ニして、八貫目も入用之処、壺貫五百目之上ツ端銀を以、大石買取相成、繰巻安きを種ニして、薄手元之者迄荷担仕、豊凶ニ不拘、過不足を量り、買メ候族も可有之哉と奉氣遣候、此段至而御厄害之一端ニ而、真顔ニ中買職相勤、実情之口銭而已取候者ハ、如何敷ものと思ひ可申と奉存候

史料3によると、本来、米100石を売買しようとするれば、銀80目／石（「和市壺石式斗五升」）の相場

7) 「頭取意見書」に「但、面着と申ハ差引買得御切手五拾石ニ及び候得バ、面着手形相調、現御切手共御場所差出引調之上、改印を受申候」とある。

8) 「小林・井関意見書」の面着雛形案には、「正切手改済一ヶ月切受切之事」と記載があるので、面着取引の期間は、1ヶ月限であったと考えられる。

9) 「頭取意見書」には、「右御切手受切相済候へハ、会所へ差出消印仕候ニ付、二重ニ相成候儀無御座候事」とある。

10) 面着取引の規定は、1811・39・56年仕法で確認できる。

で、銀 8 貫目の代銀が必要である。しかし、面着取引を利用すると、銀 1 貫 500 目の手付銀（「上ツ端銀」）で買い付けることができる。言い換えれば、18.75%（1.5 貫目／8 貫目）の手付銀（保証金）で、5.3 倍（8 貫目／1.5 貫目）の取引ができる計算になる。そのため、資金が不足している者（「薄手元之者」）までが、取引に参加することで、買い占めが起こる可能性を主張している。この「薄手元之者」が取引に参加できる状況は、差金決済の存在を示唆する。もともと資金が不足しているため、全額を支払う能力に乏しく、差金のやり取りでなければ決済が困難である。したがって、小林・井関の面着取引における懸念は、差金決済だからこそ、少ない元手で買い占めが可能であったことを物語っている。

以上の史料 2 と史料 3 を合わせて検討すると、面着取引とは、現物決済を原則としつつも、差金決済が可能な延売買であったと理解できる。この面着取引が、現物決済の場合には、現物の米切手を受け渡すため、藩庁に対して米切手の現物取引であると言い張れるが、差金決済の場合には、藩庁が禁止する帳合米取引（空石取引）と見做されてしまう可能性がある。

実際、藩庁による面着取引に対する規制の記録は、この理解と整合的である。例えば、1782（天明 2）年 12 月、相場所の仲買たちは、帳合米取引を行っているとの疑いで、町奉行所の取り調べを受けた（史料 4）。

史料 4 1782（天明 2）年 12 月の面着取引の規制（「御書付控」19、山口県編 [2008]、203-204 頁）

一、中買共帳相商買（売）仕候様ニ相聞、於御客屋僉儀相成候処、一向帳相ニてハ無之候ヘハ、面着売仕候趣、下々不心得十口無之ニ付、其筋を以先達而咎之沙汰相成候、然上ハ取引之儀尖ニ可相調候処、今以不折合之者も有之様ニ相聞候、惣場高下之見込違ニて、当年損方有之迎茂数年来之商買方候ヘハ、代銀取引不仕道理無之、我儘之仕方不謂事ニ候、早々無滞取引可仕候、尤取引不仕道理於有之ハ可申出候、若不心得を以取引不仕者有之時ハ、中買半間作法難相立可有之ニ付、其者名前申出相成候ハハ、中買之名目可被差除候事

一、帳相之備立とハ不相見候ヘ共、先買ト号シ、余分面着を以空石売買仕候様ニ相聞、不謂事ニ候、以来ケ様之義相募候而ハ、甚不宜風俗不相濟事候条、屹度相改、向後現切手之外売買一向被差留、若不心得取捌於仕ハ重ク可被相咎候条、仕法御吟味候而、改而請状等御申付、手堅御沙汰候様ニとの御事候

詮議の結果、帳合米取引ではなく、面着取引であったことが判明したが、面着取引に対して、帳合米取引の疑念が持たれていたということが重要である。つまり、面着取引が帳合米取引と同様に米切手の授受を行わず、差金の授受が行われていたことが示唆される。また、「惣場高下之見込違」による面着取引の損失発生は、差金決済の紛糾を示している。そして、帳合米ではないとしつつも、「先買」だと言って「余分面着」を取引することは、空石取引であると問題視しており、今後の取引は現物の米切手のみに規制するとしている。この「余分面着」とは、現物の米切手の裏付けのない面着手形のことだと考えられる。裏付けがない面着手形による面着取引は、差金決済を前提とした延売買で

あり、空石取引と認識されていた様子を示しているといえる。そのほか、1792（寛政4）年7月にも、相場所において、裏付けのない面着取引（「面着を外れ」た取引）が空石取引であるとして、面着取引の取り消しが行われた記録も残っている¹¹⁾。

このように、面着取引には、現物の米切手の裏付けがあり、現物決済を行うという仕法を無視して、差金決済を前提とするような取引も派生していた。藩庁が米切手の裏付けを面着取引に求めた理由として、決済の確実性を高め、市場の紛糾を防止しようとしていたことが考えられる。その1つが、面着取引の規定にある「面着質札貸借差留候事」（史料2）という付則である。通常、面着手形の名義人と裏付けとなる米切手の所持人は同一であるため、確実な現物決済が可能である。しかし、面着手形を借りて取引した場合、裏付けとなる米切手を所持していないので、現物決済ではなく、差金決済が必要となる¹²⁾。差金決済の場合、「惣場高下之見込違」（史料4）による決済の滞りが発生する可能性がある。したがって、運用面での面着取引は、現物決済を原則としつつも、差金決済が可能であるからこそ、裏付けのない面着手形までもが利用され、空石取引（帳合米取引）とみなされ得る延売買（信用取引）の取引形態であった¹³⁾。

この面着取引には、買い手側・売り手側の双方に利点があったことが史料で述べられている。まず、買い手側は、手元に資金が不足していても、手付銀で取引を結ぶことができる（史料2）。また、売り手側は、米切手を質入れして資金融通を受けながら、面着手形で取引を約定させることができる¹⁴⁾。そのほか、「頭取意見書」は、米切手で取引を行う場合には、米切手が複数の手を経ることによって「墨付穢等」が起こるが、面着取引の場合には、その心配がないことを利点として挙げている。これは、藩庁に対して、面着取引を認めさせるための建前であったと思われる¹⁵⁾。

これらのほかに、想定される面着取引の利点は、差金決済による価格変動のリスク・ヘッジ機能であろう。例えば、現物の米切手を入手（購入）したと同時に、面着手形を売っておく。そして、この米切手を売却したと同時に、面着手形を買い戻す。この場合、相場が下落していれば、米切手の売却で損失を受けるが、面着取引では、高く売って、安く買い戻したことになる、利益を得る。したがって、損失と利益の双方で相殺されることになり、価格変動のリスクから解放されることになる。

以上のように、萩藩における相場所の取引規則には、現物市場における米切手での取引と面着手形での取引の2つしか存在していなかった¹⁶⁾。取引規則上、面着取引は、現物の米切手を裏付けとした

11) 「市中米惣場会所二おゐて、現切手売買勿論之事二候、面着を外れ、空石取引之儀者堅被相制候処、間々取悩候者茂有之様ニ相聞へ、甚不謂事二候、御糺明之上一廉可被相答候得共、先此度之儀者被遂御了簡候、因茲当月五日以後面着前之外、空石令売買者之儀者取引くり戻仕、以来右牀不実商ひ筋之儀者、全差引無しニ被仰付候条、若折合不申、理不尽成者ハ可申出候事」（『御書付控』23、山口県編〔2008〕、217頁）。

12) 「小林・井関意見書」は、新たな面着の雛形案を提示している。そこでは、売り手と買い手の記載があり、「且当名之外可為不通用候事」という文言が添えられている。これは、第3者による面着手形の使用を制限する事項であると言える。

13) 「頭取意見書」にある「右御切手受切相済候へハ、会所へ差出消印仕候ニ付、二重ニ相成候儀無御座候事」は、反対に裏付けのない面着手形による取引の可能性を示す。

14) 「頭取意見書」には、「左候而銀子差聞之節ハ、右御切手入質銀子借用相成弁理相調申候」とある。

15) ただし、1854年の仕法改正では、米切手の「墨付穢等」が面着取引を許可する理由として採用されている。

16) 面着取引が帳合米取引のような先物市場であれば、現物市場とは異なる先物価格が存在するはずであるが、残されている価格データからは確認できない（木部〔2008〕；石川〔1982〕を参照）。

面着手形が必要であり、現物決済を原則とした延売買（信用取引）であった¹⁷⁾。しかしながら、運用上、差金決済が存在し、裏付けのない面着手形の取引までもが行われ、藩庁が禁止していた空石取引へと転化することが可能であった。つまり、面着取引は投機取引と表裏一体であり、見込み違いの相場変動によって決済が紛糾する場合もあった。したがって、前章の石見屋の証言にあった売り注文は、この面着取引を利用した延売買（信用売り）であったと考えられる。なお、面着手形が米50石単位であったことと、石見屋の売り注文が米550石であったことは、平仄が合っている。

(3) 取引規則における相場情報

相場所の取引規則は、相場情報についても規定を設けている。これは、藩庁が萩の米相場形成に関して、各地の相場情報の影響をどのように考えていたのかが示されている点からも興味深い条文である。

史料5 1811年仕法の相場状の規定

一、御切手売買仕候者、他国之相場偽を申触シ、諸人を惑シ、猶種々之悪調儀を企候族於有之ハ、一廉可相答候事

付、相場立之儀ハ、諸国通シ相、就中大坂相場根元之儀ニ付、於商人共ニハ、大坂相庭聞合候儀ハ、可有之事ニ候へ共、莫太之費をいたし、時切日切を以、相庭状取下り候事より種々之悪調儀差発り候事ニ付、差留候事

史料5は、偽りの相場情報を流すことで、故意に相場を変動させて、「悪調儀」（悪巧み）を企てることを罰する規定となっている。これは、現代の金融商品取引法が禁止している「風説の流布」に該当するような条文である。注目したいのは、その付則である。萩の米相場形成には、諸国の相場、とくに大坂相場を参照することが重要だとの認識が示されている。ただし、大坂から相場状を取り寄せるには、費用が嵩み、時間ごともしくは日ごとに、相場状を入手することで、「悪調儀」（悪巧み）につながるという理由から、相場状の取り寄せを禁止していた。ただし、その後の1856年仕法では、相場状の入手が解禁されたことが確認できる¹⁸⁾。

近世における相場状の入手には、飛脚の活躍があった¹⁹⁾。ただし、町飛脚は、書状や荷物を受付次第、即座に出立するわけではないため、即時性を求めれば追加料金を払って、飛脚を仕立なければなら

17) 大坂米市場の正米取引では、入替両替の存在によって「空買」が容易であり、米方両替から米切手を借りることで「空売」も可能であった（島本 [1953]、33頁）。

18) 相場状の入手禁止は、1811・34・39年仕法で確認できる。しかし、1856年仕法では「相場状取下シ、種々之悪調儀を工ミ候族於有之は、一廉各方申付候事」に改正された。

19) 郵政史研究では、その前史として近世の宿駅・飛脚制度との関連性が重視されている。これまで、藤村潤一郎氏の一連の論文が、飛脚研究をリードしてきたが、その集大成として著作が刊行されていないため、飛脚の全体像が提示されて来なかった。しかし、巻島 [2015] によって、飛脚の全体像が明らかにされ、現在の研究水準が示された。とくに、高い値段で少数の書状を大急ぎで届ける「走り飛脚」の一般的なイメージに対して、安い値段で多くの書状と荷物を馬背でゆっくり輸送する「宰領飛脚」こそが、飛脚の典型だと主張され、「飛脚」の遅れた側面を強調しつつ不便な割には高価な賃金を求めるという従来の「負のイメージ」の払拭が図られた（石井 [2015]）。

らなかった（石井 [1994]、15-19、49頁）。それでも、史料5に「莫太之費」とあるように、高額な料金を払ってまで、即時性が求められた背景には、大坂相場に追隨して萩相場が形成されており、いち早く大坂相場を知ること、超過的な利潤をあげることが期待されたからだと考えられる。また、それは買い占めなどによって相場が大きく変動する可能性を包含し、藩庁が相場状の入手を禁止する論拠にもなっていた。

しかし、この禁止事項の存在は、反対に相場状の入手が行われていたこと物語っている。実際、大坂から萩へ相場情報を伝達した相場飛脚（米飛脚）についての記録が確認できる。「旧藩時代飛脚事」（『毛利家文庫』9諸省510）という史料に、1858（安政5）年11月8日付で、大坂留守居役から国許へ提出された願書が収録されている。この願書には、「町便雇飛脚并市中商用飛脚便り等を以、御用状送り方之儀」と述べられており、大坂から萩への御用状の輸送を民間の町飛脚に請け負わせたいという趣旨であった。その理由として、「左候へハ、相場便り之方四日限りニ而届方も早く、其上賃金は迄仕出と八十歩一二而相済」と述べており、相場飛脚は従来よりも4日限と迅速で、料金も10分の1と低廉であることを、町飛脚（相場飛脚）を利用する利点として挙げている。つまり、大坂から萩へ相場状を運送する既存の飛脚ネットワークを御用状の運送にも利用したいと述べており、藩庁は大坂の相場状が4日限で萩に伝達されていたことを認識していたといえる。

そして、この輸送を請け負ったのが、大坂堂島渡辺橋角の飛脚問屋堺屋記次郎であった。堺屋記次郎は、堺屋喜平次、嶋屋佐右衛門、美濃屋太郎兵衛、渡海屋彦兵衛、増田屋市右衛門と並んで、既存の飛脚問屋としてのネットワークを活用しつつ、地方へ大坂米相場を伝達する「米飛脚」を称した（高槻 [2012]、326-335頁；巻島 [2015]、80頁）。堺屋記次郎が藩庁に提出した「西国筋飛脚継立所」（表1）によると、堺屋の飛脚ネットワークは、大坂を出発して、山陽道を通り、防府から萩までの萩往還を経由したようである。そして、城下町萩では、若山金槌と水津栄之助が堺屋の飛脚ネットワークの一端を形成していた。

また、堺屋記次郎は、萩藩の御用を請け負う飛脚の料金について「御国御城下迄飛脚賃銀覚」を提出しているが、4日限の仕立飛脚で銀188匁（目方500目まで）といった料金体系を米飛脚の料金として捉えることは難しい。そこで、同じく米飛脚であった大坂堂島渡辺橋北詰の堺屋喜平次の1844（天保15）年の料金を参照する。表2によると、大坂から萩までの並便が銀2匁、早便が銀15匁の料金であったことが分かる²⁰。なお、堺屋記次郎は、下関までの「市中商用状幸便賃金覚」も藩庁に提出しており、4日限で銀15匁、6日限で銀8匁、並便で銀2匁であった。この4日限と並便の料金は、表2の早便と並便の料金と一致している。このように、大坂から萩への相場状は、米飛脚によって運送されていた。米飛脚による大坂からの相場情報の伝達は、以下で検討する「岸本平八郎大坂米相場贗状一件」の前提条件になった。

20) 1日3回（5つ時、4つ半時、8つ時）の「早便」は、堂島米会所のスポット相場の始値、先物相場の始値、終値が確定された段階で発送され、1日1回（9つ半時）の「並便」はスポット相場の終値が確定された段階で発送された（高槻 [2017]）。したがって、史料5にある「時切」は「早便」、「日切」は「並便」を示していると考えられる。

表1 堺屋記次郎の西国筋飛脚継立所

No.	国名	地名	飛脚問屋
1	摂津	兵庫津	石屋藤兵衛
2			柏屋興助
3			渡海屋彦兵衛
4	播磨	明石	榊屋勘兵衛
5		姫路	鍵屋藤五郎
6		片嶋	赤穂屋喜八
7	備前	片上	柏屋庄吉
8		藤井	大松屋喜平次
9		岡山	柳屋興四郎
10	備中	撫川	佐伯屋藤四郎
11		高屋	吉谷屋喜七郎
12	備後	水越	新屋傳十郎
13			鍵屋為五郎
14		尾道	府中屋嘉右エ門
15			三好屋東助
16		三原	鍋屋半蔵
17	安芸	海田市	木屋小兵衛
18	周防	関戸	今屋卯八
19		徳山	住屋亦吉
20		浮野	賀屋善左エ門
21	長門	萩	若山金槌
22			水津九兵衛

出典：「旧藩時代飛脚事」（『毛利家文庫』9 諸省510）。

表2 堺屋喜平次の定賃（山陽道のみ抽出）
（単位：匁）

No.	国名	地名	並便	早便
1	播磨	赤穂	0.5	1.0
2	備前	岡山	0.6	3.0
3		金岡	0.6	3.0
4		西大寺	0.6	3.0
5	備中	板倉	1.0	4.5
6		宮内	1.0	4.5
7		倉敷	1.5	6.0
8		玉島	1.5	—
9		笹岡	1.5	8.0
10	備後	福山	2.0	8.0
11		尾道	1.5	8.0
12		三原	1.5	8.0
13	安芸	広島	2.0	8.0
14		宮島	2.5	8.0
15	周防	岩国	2.0	12.0
16		山口	1.5	12.0
17		三田尻	2.0	15.0
18	長門	萩	2.0	15.0
19		下関	1.5	15.0

出典：藤村 [1983]、9 頁の第4 表。

3. 1861（文久元）年の「岸本平八郎大坂米相場贋状一件」の検討

(1) 1861（文久元）年の萩藩における政治・社会経済情勢

最後に、萩の米市場における延売買を利用した投機取引の存在と大坂相場の伝達を踏まえて、1861（文久元）年2月の「岸本平八郎大坂米相場贋状一件」を検討する。これは、萩藩士・岸本平八郎と4人の商人が共謀して、大坂米相場の偽情報を流し、萩の米相場を意図的に下落させて、信用売りによる利益を不当に得ようとした事件である。まさに、相場所の取引規則が警戒していた「他国之相場偽を申触シ、諸人を惑シ、猶種々之悪調儀を企候族」（史料5）が出現したことになる。まず、この時期の萩藩の状況を整理しておく。

この時期は、政治的・経済的に社会が混乱していた。1858（安政5）年6月、幕府の大老井伊直弼は、朝廷の勅許を得られないまま、日米修好通商条約を締結し、相次いでオランダ、ロシア、イギリス、フランスとも締結した。この安政の5カ国条約によって、翌1859（安政6）年6月には横浜が開

港し、欧米との対外貿易が開始された。開港の影響は、急速な物価上昇を引き起こした。日米修好通商条約にある内外貨幣の同種同量交換規定と、金銀比価が国内外で異なっていたことが、金貨の海外流出を招いた。幕府は、この金貨流出に万延改鑄を行うことで対処したが、大幅な悪鑄は物価上昇の直接の引き金となった。例えば、長府藩領豊浦郡宇賀本郷の在村医古谷道庵の日記は、貿易が開始され、物価騰貴が発生している状況を伝えている。事件が発生した文久元（1861）年2月前後の記事には、「諸物騰貴、米麦騰貴」（文久1年2月10日条）や「秋作少しく悪しく物価騰貴す。是れ歎ずべし。」（第64冬部（万延元年11-12月分）の特記事項）などの記述が確認できる。こうした開港にともなう経済混乱は、開港を行った幕府に対する批判を強め、攘夷を唱える政治勢力を支持する土台を形成した（山口県編 [2019]、264-271頁）。

また、井伊直弼は、安政の大獄によって、吉田松陰を斬首に処すなど一橋慶喜擁立に加担する政治勢力への弾圧を展開した。この井伊に対する反発は、1860（万延元）年3月の桜田門外の変を引き起こした。後を引き継いだ老中久世広周・安藤信正らは、将軍徳川家茂への皇妹和宮降嫁による公武合体によって、武士や一般民衆の不満をかわそうとしたが、かえって幕政批判や攘夷意識を高めることになった。1861（文久元）年、萩藩では、直目付長井雅楽の「航海遠略策」を藩是として、公武周旋が行われた。長井の策は、通商条約を現実の前提とした積極的な開国策であり、朝廷がその策を幕府に命令する点で、朝廷の体面を満足させるものであった。しかし、やがて尊王攘夷運動の高まりとともに批判が集中するようになった。その後、藩是は攘夷論に転換し、1863（文久3）年5月、下関海峡でアメリカ船を砲撃して、攘夷を実行した。しかし、同年8月、八月十八日の政変で、萩藩は京都における政治勢力を失い、翌1864（元治元）年7月の禁門の変でも敗れた（山口県編 [2019]、290-319、362-373、429-479頁）。そして、朝敵となった萩藩の大坂蔵屋敷は没収され、中央市場における藩米の販売拠点を失った（田中 [2013]、476頁）。

以上のように、「岸本平八郎大坂米相場贋状一件」が発生した1861（文久元）年は、幕末開港の2年後であり、物価が高騰して、世情が開国から攘夷へと移り変わろうとしていた時期である。しかし、萩藩では、まだ攘夷派が台頭しておらず、政治的にも孤立化していない時期であった。このような時期だからこそ、大坂の米相場を入手して、萩の米相場を操作しようとする人物が、武家・商家双方に出現してもおかしくない状況が生まれていた。

（2）事件の経過について

次に、商人たちの証言と平八郎の証言から、事件の経過を復元する。この事件の中心人物は、米商人・桜屋作右衛門²¹⁾と下級藩士・岸本平八郎である。『萩藩給録帳』によると、1855（安政2）年、岸本儀兵衛は、無給通に所属し、御扶持方2人高12.5石で、その年50歳であった。嫡子の欄には、平八郎の名前が確認できる（樹下ほか編 [1984]、501頁）。1865（慶応元）年、儀兵衛は死去し、次男・孫三郎が三十人通の御扶持方2人高5.3333石として、その跡を継いだ²²⁾。この孫三郎は、1870（明治3）

21) 平八郎の証言には、「其節作右衛門申様二、当年は殊之外穀類其外高直二而、商売ハ無御座」（御答書）とある。

年時点で、30歳であった（樹下ほか編 [1984]、692頁）。したがって、事件が起きた1861（文久元）年には、儀兵衛が56歳、孫三郎が21歳であったことから、平八郎は20～30代であったことが想定される。

さて、この作右衛門と平八郎の2人は、1860（万延元）年12月中頃、ある酒席に居合わせ、米相場の計画を話した。ただし、どちらから計画を持ちかけたのかは、双方の証言が一致せず、判然としない。また、藩庁もはっきりとした判断を示していない。この米相場の計画とは、偽りの大坂相場状（以下では、表記を「偽状」で統一）を作成して、米相場を下落させるというものであった。平八郎の証言では、「猶当節ハ米相場も追々高直ニ相成候故、相場高直之处、売附置、似せ状を以引下ケ候へは、徳用ニ可相成付」（御答書）、「大坂ハ時々相場状到来ニ付、右贋状を拵へ一勝負致度、左候得ハ余分之利得相備り可申事ニ付」（判断書①）と、作右衛門が話したという。一方で、作右衛門の証言では、平八郎から「此度似せ状を以、現米下落仕候手段相調候」（御問下）と計画を持ちかけたことになっている。

いずれにせよ、米相場が高騰しているところで、信用売りをしており、偽状を使って相場を下落させて、買い戻しをすることによって利益獲得を期待した計画であった。この計画の背景として、大坂からの相場情報の伝達を受けて、萩の米相場が形成されていたこと、投機取引（「一勝負」）が可能な延売買（信用取引）の市場が存在していたこと²³⁾、及び幕末にかけて米価が高騰している状況があった。

図3は、1854（安政元）年から1864（元治元）年までの大坂米価と防長米価の推移を示している。なお、大坂米価は、肥後米

の各年納（12月25日）相場を基準としている。防長米価は、各年12月に決められたと考えられる御米御買値段（南石）という萩藩の公定米価を基準としている。まず、この時期において、米価が上昇傾向にあったことが確認できる。次に、作右衛門と平八郎が初めて米相場の計画を話した1860（万延元）年12月の米価は、大坂で135.4匁／石、防長で146.9匁／石であり、大坂米

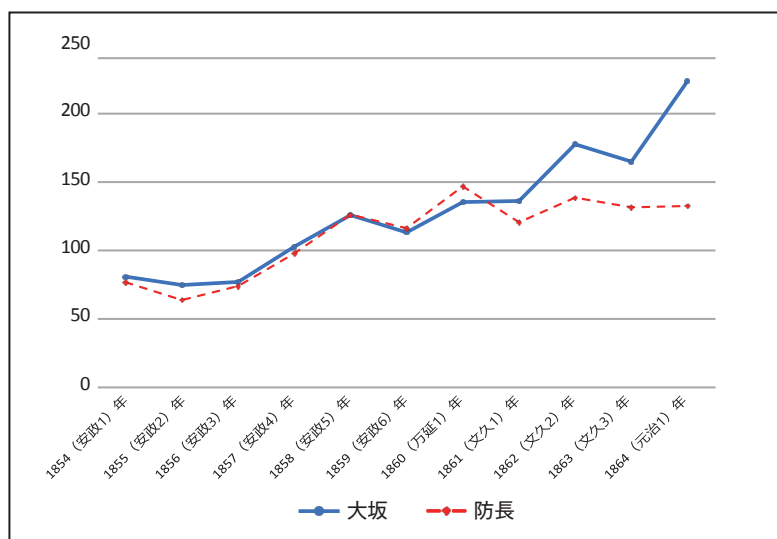


図3 大坂米価と防長米価の推移（1854～64年）（単位：匁／石）

出典：岩橋 [1981]、461-465頁の付表1（その2）。

22) 「岸本儀兵衛、倅平八郎儀御不審之趣有之、被預置候中、在方罷越、剩水溺を病根にして死去せしめ候ニ付、御忍不殘没収被仰付候処、格別之御心入を以御扶持方二人高五石三斗三升三合三勺三才、次男孫三郎え名跡被立下、三十人通え被相成候事」（「岸本平八郎大坂米相場贋状一件」御仕置帳）。

23) 藩庁は、この売り注文が禁止されていた先物市場における帳合米取引（空石取引）だという認識を示していない。したがって、この投機取引とは、前述した面着手形を用いた米切手の延売買であり、現物市場における信用売りであると考えられる。

価よりも防長米価が高値であった。そして、事件が発生した1861（文久元）年の米価は、大坂で136.3匁／石、防長で120.6匁／石であった。ただし、計画が実行された2月の状況を、12月の値で説明するには限界がある。しかしながら、1石あたり銀100目を超えて、高値圏で推移していたと考えることは可能であろう。

平八郎の証言によると、「素々私儀相場状杯ハ至而不案内ニ御座候」と、作右衛門に対してこの計画の懸念を尋ねたという。これに対して作右衛門は、「元来爰元え相場状持込候儀ハ御法度、現在相場処ニも御書附有之儀ニ付、若相洩候而、不宜候ハ、私一人ニ而申開可仕」（御答書）と答えたという。従来の取引規則で、相場状の入手が禁止されていたことは、前述の通りである。1854年仕法では、相場状の取り寄せが解禁されたが、「風説の流布」は依然として禁止されていた。この「御書附」の内容は、「風説の流布」を示していると思われる。また、作右衛門は「相場状と申候ものハ贋状仕拵へ相場処え落し置候而も競ひニ相成位之ものニ而候得ハ、飛脚之者え相頼贋状入替之相談出来候得ハ、無此上も事」（判断書①）とも述べたという。萩の相場所では、大坂相場の影響を強く受けた米価形成が行われており、相場状を運ぶ飛脚に頼み込んで、偽状とすり替える計画を説明している。

この大坂から到来する相場状は、木版であつたらしく、雛形となる版木の彫刻を作右衛門の知人であった御城代付足輕虎吉に依頼した。ただし、作右衛門の証言（御問下）では、平八郎が版木作成を依頼したと述べている。一方、平八郎の証言（判断書①）では、作右衛門の言に従って、版木作成のために自宅を虎吉に貸し、版木作成の手間賃（銀30目）を支払ったという。残念ながら、この偽状の内容は、記録が残されていないが、木版を手がかりにして、相場状について考えてみたい。

大坂の市況をまとめた相場状ないし相場書は、おおむね①主要銘柄の終値、②貨幣相場、③市況（文章）などで構成されており、主要銘柄が木版で刷られたフォーマットも確認されている。この相場状を作成したのは、「状屋」と呼ばれた大坂の市況と情報を整理して書状にまとめる商人や、地方に顧客を持つ米仲買などであったことが分かっている（高槻 [2017]）。例えば、年代が不明であるが、図4の肥後国天草石本家に残された大坂・美濃屋与兵衛からの相場状は、中国米、筑前米、筑後米、岡大豆、帳合（米）などの品目が木版で、価格と日付、名前が手書きで記されている²⁴⁾。木版の存在は、大量かつ恒常的に相場状が発送されていた状況を示している。おそらく萩に送られていた相場状も品目が木版で、価格や市況が手書きであったと考えられる。

この平八郎と作右衛門の計画には、相場所の仲買であった三春屋熊右衛門、永安屋甚右衛門、金崎屋藤吉が参加した²⁵⁾。まず、作右衛門が熊右衛門を誘い、次に熊右衛門が甚右衛門を誘い、最後に甚右衛門が藤吉を誘ったとある。ただし、作右衛門は、平八郎が熊右衛門を参加させるように提案したと述べている。一方、平八郎は、作右衛門から熊右衛門を参加させたいという相談を受けたと証言している。

24) このほか、高部 [1996] は、明治時代ではあるが、1882（明治15）年5月25日付の小樽大津屋武右衛門の相場書（右近家文書 SMT-379-76）を写真付きで紹介しており、「品目や作成者名などが木版で、相場（価格）を書き込めば完成するようになっている」と説明を加えている。

25) 藤吉は、「風邪ニ而相場所えも得出不申、（中略）、其翌日快気仕候而、相場所え罷出候折柄、熊右衛門と出会、米之儀ニ付、咄合有之候由」と証言している。

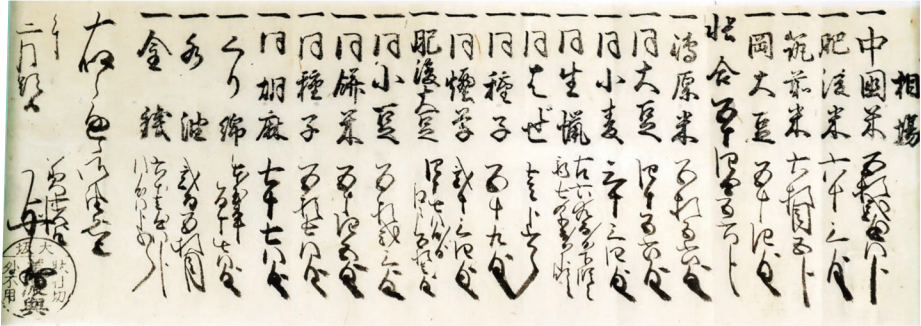


図4 美濃屋与兵衛からの相場状

出典：「相場」（『石本家文書』19574）。

彼ら3人の商人に期待された役割は、①相場状すり替えの資金融通、②相場所での信用売り注文、③贋状の書面作成であった。①相場状すり替えの資金融通について、商人たちの証言には「正月初状ハ似せ状於途中ニ本状と仕替候儀ニ付而ハ、入用金無之而ハ不相調、孰も申合せ候而、金式拾両丈ケ出銀仕呉候様ニ申聞せ候得共、金子之儀ハ達而相断候」（御問下）とある。作右衛門と平八郎は、相場状のすり替えのために、金20両を要求したが、断られている。この金額は、飛脚を買収する資金や旅費だと考えられる。当初の計画では、1861（文久元）年正月に実行する予定であったが、この資金不足のため、翌月に計画を延期せざるを得なかった。

②相場所での信用売り注文については、「米高千石丈ケ入銀無シニ而、請石致呉候様ニ申聞せ候ニ付、熊右衛門藤吉甚右衛門三人申合、割合せニ而、請石仕置候」（御問下）とあるように、合計米1000石の注文を熊右衛門・藤吉・甚右衛門の3人で引き受けている。この文言だけでは、買い注文なのか売り注文なのかは不明だが、当初の計画に従えば、1000石の信用売り注文である。また、「入銀無シ」とあるように、平八郎は入銀（保証金）を負担せずに取引を依頼している。

③偽状の書面作成については、「尤文面之儀ハ其節藤吉相調候申候、判木之儀ハ前廉虎吉相調置申候付」（御答書）とある。前述の通り相場状は、①主要銘柄の終値、②貨幣相場、③市況（文章）などで構成されているため、相場の設定と市況の説明など米仲買としての専門性が求められたと考えられる。もちろん、相場状の作成者や日付の設定も、正規の相場状を知らなければ、偽状を作成することはできない。

この計画の実行は、1861（文久元）年2月であった。なんとか資金に目処をつけ、平八郎が飛脚に頼み込んで、正規の相場状と偽状を交換することに成功した。そして、2月17日に平八郎が帰宅し、4人の商人にそのことが知らされた。平八郎の証言では、当初、偽状とのすり替えは作右衛門が行う予定であったことが述べられている。すり替えの具体的な方法は、平八郎の証言に「私儀爰元発足於途中飛脚之者え入替相頼候様ニ而、柱野辺迄罷越、先年私方ニ召仕候源助と申者岩国ニ罷居候付、彼者え申付芸州辺相場定飛脚之者相尋させ候処、海田之駅定飛脚清吉と申者を連帰候付、清吉え折入相頼候処、請合呉入替相調」（判断書①）とある。平八郎は、萩から柱野²⁶⁾まで行き、以前奉公していた源助という者に、「芸州辺相場定飛脚之者」を探らせたところ、「海田²⁷⁾之駅定飛脚清吉」という人

物が見つかり、彼に頼み込んで偽状とすり替えた。そして、平八郎によって買収された定飛脚の清吉が、偽の相場状を運んだのである。

このように相場状のすり替えは順調に進んだ。しかしながら、甚右衛門や藤吉の証言に「無程贗状来着と申様子風聞有之、米方未タ売買不仕候内ニ而ハ御座候」とあるように、萩に到着した相場状が偽状であると発覚してしまい、相場所の米価形成に影響を与えることなく、計画は失敗に終わった。

(3) 飛脚ネットワークについて

飛脚が運んだ偽状は、城下町萩の俵屋金右衛門と西村屋伝四郎が、米仲買に取次をした。2人の証言によると、俵屋と西村屋は、以前から「状取次」を渡世としていた。この「状取次」とは、飛脚取次所のことである。これは、「三都江戸・大坂・京都の飛脚問屋から委託され、街道の各宿場において書状・金銀・荷物などを依頼客から請け負い、飛脚問屋へ輸送途中の宰領に取り次ぐ役割を果たした業者」であり、三都の「飛脚問屋の手が届かない領域を、地域に密着しながら日々取次業務を代行した、飛脚問屋のネットワークの、重要部分を構成した」存在である（巻島 [2010]、168、215頁）。

俵屋は大坂町人・岩井屋六兵衛と、西村屋は大坂町人・境屋紀十郎と取引関係にあった。この岩井屋と境屋は、「相場状其外書状等問屋」であった。そして、俵屋と西村屋は、以前から「米相場状」の取次を行っており、「相場仲買」の注文に応じていたとある。したがって、相場所の米仲買が、米飛脚が通送する大坂相場情報を求めていることが分かる。

注目したいのは、相場状を運ぶ複数の経路と同じ結節点の存在である。相場状は、大坂・岩井屋から萩・俵屋へ、また大坂・境屋から萩・西村屋へという2つの経路で運ばれていた。したがって、大坂から萩へ至る相場状の経路は、複数存在したことになる。一方で、「海田之駅定飛脚清吉」は両方の相場状を運んでおり、同じ結節点が存在した。つまり、海田市の飛脚問屋が、岩井屋六兵衛と境屋紀十郎の取次所を兼務していたことを示している²⁶⁾。

到着した相場状は、2月18日付と同19日付の2種類があり、それぞれ同22日の朝と夕方に到着したと俵屋と西村屋は、証言している。大坂から萩まで4-5日で到着した計算になり、このことは第2章でみた堺屋記次郎の記録と矛盾しない。俵屋と西村屋の証言に、「是迄之通一包状五本宛在中ニして相頼」とあるので、相場状は5本で1包になっていたのが基本であった。したがって、萩には少なくとも同時に10通以上の相場状が届けられていたことになる。彼らは、相場状の数を確認したうえで、注文先である米仲買たちへ配達した。その後、米仲買たちが相場状を確認したところ、偽状であることに気づき、平八郎らの計画は失敗したのである。なお、当然のことながら、2月18・19日前後の大坂正米相場は、米1石あたり180匁台で推移しており、帳合米相場を見ても下落の動きなどは確認できない（表3）。

26) 柱野は、現在の山口県岩国市大字柱野のことで、山陽道の欽明路峠の登り口であり、街道の中ほどに柱野市があった（『日本歴史地名体系』）。

27) 海田宿は、現在の広島県海田町海田市のことで、山陽道の宿駅の1つであった（『日本歴史地名体系』）。

28) 江戸の定飛脚問屋「京屋弥兵衛」と「嶋屋佐右衛門」の取次所を兼務していた事例が指摘されている（巻島 [2010]、213頁）。

では、なぜ相場状が偽物だと分かったのか、言い換えればどこが本物と違ったのだろうか。この点について、記録は残されていないが、いくつかの仮説が考えられる。1つは、平八郎らの証言には、どのような偽状を何種類、何通作ったかの記述はないが、1種類だとすると、18日付と19日付のどちらかが本物もしくは偽物であるので、比較されて内容が怪しまれた可能性がある。もう1つは、俵屋や西村屋のほかにも相場情報のルートが存在した可能性である。仲買同士で各相場状を突き合わせれば、相場情報が異なっていることに気

表3 1861（文久1）年2月18-19日前後の大坂米相場
（単位：匁／石）

	帳合米寄附	正米大引	中国米	筑前米	肥後米
2月13日	125.3	185.6	186.5	197.5	185.5
2月14日	125.9	188.5	188.5	201	187.8
2月15日	—	—	—	—	—
2月16日	—	—	—	—	—
2月17日	126.3	187.6	189.4	200.5	188
2月18日	126.7	186.3	189.5	201	187.5
2月19日	126.7	183.3	186.8	198.5	184.3
2月20日	126.5	186.3	188.5	203	186.5
2月21日	126.3	187.2	188	204	185.5
2月22日	—	—	—	—	—
2月23日	127.1	188.5	191.2	205	188.7
2月24日	126.5	187.7	190	206	187.5
2月25日	126.5	188	189.8	203.8	187.7
2月26日	126.6	189.8	191.3	203	188.3

出典：鈴木〔1977〕、258頁。

づくはずである。実際、岩井屋六兵衛や境屋紀十郎のほかにも、前述のように堺屋記次郎や堺屋喜平次などの米飛脚ネットワークが萩に存在したことを踏まえると、相場状を入手する複数の経路の存在が、「風説の流布」による相場操作を防止したことになる²⁹⁾。

（4）事件の判決について

この事件の判決は、岸本平八郎とその父である岸本儀兵衛について判明する。事件に関わった桜屋作右衛門、三春屋熊右衛門、永安屋甚右衛門、金崎屋藤吉、御城付足輕虎吉、俵屋金右衛門、西村屋伝四郎についての記録は残されていない。しかし、これは彼らが処罰を受けなかったことを示すものではない。岸本儀兵衛の判断書の末尾には、「一、懸り合凡下之儀ハ、於職座相当之咎方可申付候」と記されている。したがって、彼らの判決は、萩町奉行所が担当したと思われる。また、相場所の仲買仲間などによって、懲罰的対応が取られたことも考えられる。

まず、岸本儀兵衛は、1858（安政5）年から1861（文久元）年まで、京都に在勤しており、平八郎の事件には、一切関わりがなかったが、嫡子である平八郎を「教導」する義務を怠ったとして、逼塞20日の判決を受けた。

次に、岸本平八郎には、求刑が異なる2つの判断書がある。判断書①は「依之可被処遠流哉」と、2年以上の有期刑である遠島を求刑している。判断書②は「依之永く可被所遠流哉」と、無期刑である永遠島を求刑している。最終的には、1865（慶応元）年12月10日、裁許が下った（史料6）。

29) 実際、熊右衛門は「無程贗状相場状来着仕候様子風聞有之」と証言しているが、「贗状相場状」が「贗の相場状」ではなく、「贗状と相場状」を意味しているとする、偽物と本物が同時に存在したことを示している。

史料6 岸本平八郎の裁許書

然ル処第一士として町人共申合悪調儀を企、仮令発氣無之候共、御大法有之儀候処、猥ニ爰許令出足贋状を本状と取替之致手段、剩他国飛脚え難題之儀折入相頼終ニ取替相調、其後似せ状早速露頭ニ付、相場之高下ニ不相拘といへとも私欲覆れ候所行、其上最前御問下被仰付節、御答書を以有躰召出候処、荒目且間違之儀申出廉々、不憚上を士道を令忘脚候為躰甚以不心得之至不謂事候、依之遠嶋被仰付候事

したがって、平八郎らの計画は未遂に終わり、相場に影響を及ぼすことはなかったが、平八郎は2年以上の有期刑である遠島に処せられた。

おわりに

本稿は、萩藩の米市場を事例として、主に相場所の取引規則と裁判史料の分析から、地方の米市場における延売買（信用取引）を利用した投機取引と大坂相場情報の利用を明らかにしてきた。

第1に、天保二年一揆の証言から米相場における投機取引の存在を指摘した。従来、一揆発生の背景として、相場所における「虚石〔空石〕商ひ」（帳合米取引）が米価高騰の原因として批判されてきた。しかしながら、一揆の発端となった皮番所事件の当事者・石見屋嘉右衛門は、米550石の売り注文をしていたのであって、米価高騰を目論んでいたわけではなかった。注目すべきは、この石見屋の証言は、藩庁が空石取引（帳合米取引）を禁止していたにも関わらず、運用面では投機的な取引が行われていたことを十分に示している点にある。

第2に、空石取引の禁止と石見屋の証言を整合的に理解するために、相場所の取引規則にある面着取引に注目した。面着取引とは、米切手を裏付けとした米50石単位の面着手形を用いた延売買（信用取引）であったことを示した。これは、取引規則上、確かな裏付けと現物決済が原則とされていたが、差金決済も存在していた。したがって、従来批判されてきた「虚石〔空石〕商ひ」の正体は、先物市場における帳合米取引ではなく、現物市場における面着取引の差金決済であったと考えられる。さらに、取引規則では、いわゆる「風説の流布」を禁止していたのみならず、相場状の取り寄せまでもが禁止されていた。ただし、実際には米飛脚による大坂米相場の伝達が行われていたことを確認した。

第3に、萩における投機取引の存在と大坂相場の伝達を踏まえた上で、「岸本平八郎大坂米相場贋状一件」を検討した。この事件は、萩藩士・岸本平八郎と4人の商人が共謀して、大坂からの相場状を偽造し、萩の米相場を意図的に下落させて、空売りによる利益を不当に得ようとしたが、未遂に終わった。検討の結果、萩の相場所でも信用売りによる投機取引が行われていたこと、大坂からの相場状が萩の米価形成に大きな影響を与えていたことが判明した。つまり、延売買による投機が可能な市場が存在し、大坂相場と萩相場が連動していたからこそ、平八郎らは米1000石の空売り注文を行い、飛脚を買収して相場状をすり替える計画を実行したのであった。

以上のように、地方における延売買（信用取引）には、規則上の建前と運用上の本音があった。萩

の相場所における面着取引は、規則上は現物決済を原則としていたが、実際には差金決済が行われており、これが投機取引を可能にしていた。これは、大津米会所における延売買の制度設計と一致する。現物決済を原則とする延売買の規定は、決済の確実性を高めつつ、市場の流動性をある程度まで担保する制度設計であったと考えられる³⁰⁾。また、岸本平八郎らの事件は、地方の米仲買によって大坂からの相場状が利用されていた状況を悪用して、「風説の流布」が計画されていたことを示していた。これに対して、米飛脚による活発な相場情報の伝達は、非合法的な相場操作を防止することに役立ったと考えられる。

本稿では、史料的な限界から面着取引の効果や大坂米価と萩米価の短期的な連動など検討することができなかった。これらの点は、近世における地方米市場の実態を解明するうえでも、今後の課題としたい。

参考文献

- 安達太郎編 [1941]『徳川時代経済秘録全集』松山房。
- 安部伸哉 [2021]「19世紀の地方米市場における取引制度の動向—萩藩の御切手と相場所を事例として—」『社会経済史学』第87巻第1号、25-47頁。
- 石井寛治 [1994]『情報・通信の社会史』有斐閣。
- 石井寛治 [2015]「書評 巻島隆『江戸の飛脚—人と馬による情報通信史』」『交通史研究』第87号、72-80頁。
- 石川敦彦 [1982]「天保期の諸物価表」『山口県地方史研究』第47号、60-63頁。
- 岩橋勝 [1981]『日本近世物価史の研究—近世米価の構造と変動—』大原新生社。
- 木部和昭 [2008]「萩藩における米価の趨勢」森下徹編『藩財政と地域社会構造に関する総合的研究—萩藩を素材にして—』（2005～2007年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書）、71-81頁。
- 佐藤孝之・天野清文編 [2012]『新版古文書用語辞典』新人物往来社。
- 樹下明紀・田村哲夫編 [1984]『萩藩給録帳』マツノ書店。
- 下関市史編修委員会編 [2009]『下関市史』藩制—市政施行、下関市。
- 鈴木直二 [1977]『大阪に於ける幕末米価変動史』国書刊行会。
- 島本得一 [1953]『徳川時代の証券市場の研究』産業経済社。
- 島本得一編 [1970]『堂島米会所文献集—世界最古の証券市場文献—』、所書店。
- 高槻泰郎 [2012]『近世米市場の形成と展開—幕府司法と堂島米会所の展開—』名古屋大学出版会。
- 高槻泰郎 [2017]「近世日本における相場情報の通信技術」『電子情報通信学会誌』第100巻第9号、987-991頁。

30) 堂島米会所の帳合米取引では、差金決済が原則であったが、各取引期間の限日に現物価格と先物価格が乖離している場合、例外として米切手の受渡しによる決済が限定的に認められていた。この正銀正米取渡仕法が実際に機能していたことで、現物・先物市場間の裁定が働いていた（宮本 [1988]、218-219頁；高槻 [2012]、112-121頁）。

- 高槻泰郎・上東貴志 [2022]「投機かりスクヘッジか―堂島米市場再考―」『経済史研究』第25号、31-57頁。
- 高部淑子 [1996]「北前船の情報世界」斎藤善之編『市場と民間社会』（新しい近世史3）、新人物往来社、263-305頁。
- 滝本誠一編 [1915]『日本経済叢書』巻16、日本経済叢書刊行会。
- 田中誠二 [2013]『萩藩財政史の研究』塙書房。
- 鶴岡実枝子 [1972]「近世米穀取引市場としての大津―近江湖東農村商人の相場帳の紹介（2）―」『史料館研究紀要』第5号、19-209頁。
- 藤村潤一郎 [1983]「幕末豊前小倉飛脚問屋中原屋について」秀村選三編『西南地域史研究』第5輯、文献出版。
- 藤村潤一郎 [1992]丸山雍成編『情報と交通』（日本の近世第6巻）、中央公論社。
- 巻島隆 [2010]「近世後期における主要街道の飛脚取次所―一定飛脚「京屋」のネットワーク―」和泉清司編『近世・近代における地域社会の展開』岩田書院、167-219頁。
- 巻島隆 [2015]『江戸の飛脚―人と馬による情報通信史―』教育評論社。
- 三宅紹宣 [1993]『幕末・維新时期長州藩の政治構造』校倉書房。
- 宮本又郎 [1988]『近世日本の市場経済―大坂米市場分析―』有斐閣。
- 山口県編 [2002]『山口県史』資料編幕末維新1、山口県。
- 山口県編 [2004]『山口県史』史料編幕末維新2、山口県。
- 山口県編 [2008]『山口県史』史料編近世4、山口県。
- 山口県編 [2012]『山口県史』史料編幕末維新5、山口県。
- 山口県編 [2019]『山口県史』通史編幕末維新、山口県。
- 山口県教育会編 [1961]『村田清風全集』上巻、山口県教育会。
- 山口県文書館編 [1977]『山口県史料』近世法制編下、山口県文書館。
- 山本一夫 [2020]「城下町津山における米切手と地域経済」『論集きんせい』第41号、27-51頁。
- 山本一夫 [2022]「近世瀬戸内の米穀投機取引と城下町―美作国津山を中心に―」『社会経済史学』第88巻第2号、139-161頁。

参考データベース

- 『国史大辞典』（ジャパンナレッジ Lib）
- 『日本歴史地名体系』（ジャパンナレッジ Lib）

一次資料

- 「御切手売買仕法書」『両公伝史料』118、山口県文書館所蔵。

「仲買仕法書」『毛利家文庫』 9 諸省626、山口県文書館所蔵。

「浮米勘渡手形」『一般郷土史料』 1079、山口県文書館所蔵。

「旧藩時代飛脚事」『毛利家文庫』 9 諸省510、山口県文書館所蔵。

「〔岸本平八郎大坂米相場贖状一件〕御仕置帳」『毛利家文庫』 51 罪科141、山口県文書館所蔵。

「相場」『石本家文書』 19574、九州大学附属図書館記録資料館所蔵。

【付記】 本稿の作成にあたり、山口県文書館、九州大学附属図書館記録資料館・梶嶋政司氏、九州大学経済学研究院・鷺崎俊太郎氏、査読者の方々にお世話になりました。記して感謝申し上げます。なお、本研究はJSPS 科研費22K20136による成果の一部です。

〔名古屋経済大学経済学部 准教授〕